小林市·高原町·野尻町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 小林市、高原町、野尻町(以下「1市2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 1市2町の合併に関する協議
 - (2) 法第6条の規定に基づく新市基本計画の作成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項 (事務所)
- 第4条 協議会の事務所は、1市2町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第6条 会長及び副会長は、1市2町の長が協議し、次条第1項の規定に基づき委員 となるべき者の中からこれを選任する。
- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員等)

- 第7条 委員は、小林市16人以内、高原町及び野尻町各8人以内とし、次に掲げる 者をもって充てる。
 - (1) 1市2町の長
 - (2) 1市2町の議会の議員
 - (3) 学識経験を有する者
- 2 協議会の円滑な運営に対し助言を得るため、協議会に顧問を置くことができる。
- 3 顧問は、1市2町の長が協議して定めた者に会長が委嘱する。

4 委員及び顧問は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

- 第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、副会長のうちからあらかじめ1市2町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(会議)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招 集しなければならない。
- 3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員 に通知しなければならない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

- 第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

- 第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を 置くことができる。
- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 (幹事会及び専門部会)
- 第12条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に 幹事会を置く。
- 2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部 会を置く。
- 3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、1市2町の長が協議して 定める。

(事務局)

- 第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議して定めた者をもって充て る。
- 3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、1市2町の長が協議して定める。 (経費)
- 第14条 協議会に要する経費は、1市2町の負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の経費の負担割合は、1市2町の長が協議して定める。
- 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。 (監事)
- 第15条 協議会の出納の監査は、1市2町の会計管理者のうちから1市2町の長が 協議して定めた者2人に委嘱して行う。
- 2 前項の規定により委嘱を受けた監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、1市2 町の長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第17条 協議会の会長、副会長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する 費用弁償を受けることができる。
- 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、1市2町の長 が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

- 第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、協議会が解散した日の属する月の翌々月の月末までに打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
- 2 協議会の財産の分割は、1市2町の長が協議して定める。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に 諮って定める。